

御注意

2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ「送付願い」が最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所の「市町村長」に送付してください。

新勤務先では最下段の間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

(注1) 令和6年の5月31日までに退職している場合は、前年度（令和5年度）の特別徴収税額を確認してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号
(※ 新規事業所の場合は記入不要です。)

【提出先】 〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号 国分寺市 総務部 課税課 住民税係